

裁 決 書

審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇
〇〇 〇〇〇
処分庁 〇〇〇市社会福祉事務所長

審査請求人〇〇〇〇（以下「〇〇」という。）及び〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇」という。）が平成31年4月5日付けで提起した処分庁〇〇〇市社会福祉事務所長による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による生活保護費用返還金決定処分（平成〇〇年〇月〇日付け。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

- 1 本件審査請求は、処分庁が平成〇〇年〇月〇日付けで行った本件処分が違法又は不当であるとして、その取消しを求めて提起されたものである。
- 2 当庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定に基づき、令和元年6月17日付け地福第〇〇〇号で、本件審査請求に係る審理員を指名した。
- 3 当庁は、行政不服審査法第42条第2項の規定に基づき、令和元年10月15日付けで審理員から本件審査請求の裁決に関する意見書の提出を受けた。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次のように述べ、本件処分は取り消されるべきであると主張す

る。

- (1) 返還額が高額で生活が苦しくなる。
- (2) 保険証を平成〇〇年〇月頃に作成してくれれば高額にならなかったはず。
- (3) 平成〇〇年〇月になって平成〇〇年〇月の医療費の返還を求めるのはおかしい。
- (4) 実際の金額と返還額が異なる。
- (5) 処分庁は、親の遺産を平成〇〇年〇〇月からしか使っていけないと言った。
- (6) 処分庁は、平成〇〇年〇月及び同年〇月の医療費を立て替えて払ったから返してほしいというが、立て替えて払ってもらってなんかいない。〇〇は、いつも〇円である。
- (7) 生活保護費返還金として、平成〇〇年〇〇月分10,000円、〇〇の分104,503円、同年〇〇月分10,000円、同年〇〇月分10,000円、平成〇〇年〇月分8,266円を支払った。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のように述べ、本件処分は適切なものであるから、本件審査請求は棄却されるべきであると主張する。

- (1) 法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定している。

また、被保護者が財産を相続する場合、法第63条の規定による保護費用の返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであるとされている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「生活保護問答集」という。）問13-6の答(2)）。

このため、〇〇〇の父が死亡した平成〇〇年〇月〇日を資力発生時点とし、それ以降の保護を受給していた期間に係る医療扶助及び介護扶助について、返還額を決定した。

なお、返還額を決定する際に、被保護世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合については、自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額を本来の要返還額から控除することができるが、〇〇及び〇〇〇の年齢から今後の増収が望めないこと及び返還金決定日時点において〇〇〇が就労をしていなかったことから、将来的に生活保護を受給する可能性が高く、自立更生のために

真に必要な額は認められないため、相続した金額を限度として支給した医療扶助及び介護扶助の全額を返還額として決定したものである。

- (2) ○○及び○○○は、平成○○年○月○○日まで生活保護を受けていたのだから、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知）別紙第2号(7)により、国民健康保険の被保険者となることができなかった。
- (3) 平成○○年○月及び同年○月の医療扶助及び介護扶助に係る返還額の決定が平成○○年○月となったのは、○○○○○○○○○○病院の診療報酬請求が社会保険診療報酬支払基金における審査の結果、一度同病院に返戻されたため、医療扶助の額の確定が遅れたことによるのであり、何ら不当ではない。
- (4) 実際の請求額と返還額は一致している。
- (5) 親の遺産を平成○○年○月○日からしか使ってはいけない旨の話はしていない。

第3 理由

当庁は、審理員による審理の結果を踏まえ、本件審査請求について、次のとおり判断する。

1 認定事実

行政不服審査法第32条第1項及び第2項の規定により提出された物件、同法第33条前段の規定による提出要求に応じて提出された物件、同法第36条の規定による質問に対する回答等によれば、次の事実が認められる。

- (1) ○○及び○○○は、平成○○年○月○○日から生活保護を受けていた（乙第1号証中生活保護ケース診断・検討票）。
- (2) 平成○○年○月○日、○○○の父が死亡し（乙第3号証）、○○○は現金480万円を相続した。なお、○○○が現金480万円を受領した時期は、平成○○年○月○○日であった（令和元年7月29日付け○○○回答書）。
- (3) 平成○○年○月○○日、○○は右眼を負傷したため、○○○○○○○○○○病院に入院し、手術を受け、同月○○日に退院した（甲第3号証、乙第6号証中同病院の診療報酬明細書等）。
- (4) 平成○○年○月○○日、○○○は処分庁の窓口を訪れ、父の死亡により相続として現金480万円を受領したことを報告した（乙第17号証）。
- (5) 平成○○年○月○○日、処分庁は○○○と面談し、法第63条の規定による保護費用の返還の対象となる資力の発生時点は被相続人の死亡時と解されるため、死亡時以降に係る保護費用は返還の対象となる旨伝えた。また、平成○○

年〇月分の保護費用の支給処理を実施済みであったことから、保護は同年〇〇月〇日付けで廃止見込みである旨伝えた（乙第17号証）。

(6) 平成〇〇年〇月〇〇日、〇〇〇は処分庁の窓口を訪れ、保護廃止に伴う、国民健康保険への加入手続等を行った（乙第17号証）。

(7) 処分庁は平成〇〇年〇月〇〇日付けの保護廃止決定通知書により、保護を廃止した。なお、同通知書において、廃止する時期は平成〇〇年〇〇月〇日とされていた（乙第2号証等）。

(8) 処分庁は、平成〇〇年〇月〇日付けの生活保護費用返還（徴収）金決定通知書により、本件処分を行った。なお、本件処分において、返還の対象となる期間は、平成〇〇年〇月〇日から同年〇月〇〇日までとされていた。また、返還額は、この間に係る医療扶助1,544,220円、介護扶助14,702円、合計1,558,922円の全額とされていた。（甲第1号証、乙第5号証中「■〇〇〇〇様分」で始まる書面、乙第8号証等）。

2 理由

(1) 法第63条の規定による保護費用の返還に係る法令の規定等

ア 法

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

イ 費用返還等取扱通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還等取扱通知」という。）は、返還額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」としている（費用返還等取扱通知1(1)）。

ウ 生活保護問答集

生活保護問答集には、被保護者が財産を相続した場合における保護費用の返還の対象となる資力の発生時点について、次の記載がある（生活保護問答集問13-6の答(2)）。

「(2) 相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第882条、

第896条)とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること(民法第909条)とされている。

したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以降支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。]

(2) 保護の廃止に係る法令の規定等

ア 法

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている(法第26条)。

イ 実施要領取扱

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「実施要領取扱」という。)は、保護廃止の時期について、次のように定めている(実施要領取扱第10問12の答)。

「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらるたい。

1 保護を停止すべき場合

(1)及び(2)略

2 保護を廃止すべき場合

(1)当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(2)当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。

ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又

は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の廃止を行うこと。 」

なお、実施要領取扱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項の規定により、市町村が同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として定められたものである。

(3) 判断

ア 返還額について

(ア) 返還の対象となる期間

法第63条の規定による保護費用の返還は、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときに行われるものであるところ、処分庁は、本件処分において、平成〇〇年〇月〇日から同年〇月〇〇日までの間に係る医療扶助及び介護扶助について返還額の決定を行った。そこで、この期間について検討する。

a 始期（平成〇〇年〇月〇日）

平成〇〇年〇月〇日は、〇〇〇の父が死亡し、相続が発生した日である。被保護者が財産を相続した場合における保護費用の返還の対象となる資力の発生時点については、上記(1)ウのとおり、被相続人の死亡時と解すべきであるから、処分庁が平成〇〇年〇月〇日を返還の対象となる期間の始期に定めたことに誤りはない。

b 終期（平成〇〇年〇月〇〇日）

(a) 保護廃止の時期

処分庁が返還の対象となる期間の終期を平成〇〇年〇月〇〇日としたのは、〇〇及び〇〇〇の保護を廃止した日が同年〇〇月〇日であり、その前日までは保護が行われていたためである。

ところで、本件においては、〇〇〇が現金480万円を受領したことにより、〇〇及び〇〇〇の保護が廃止された。そして、保護の廃止については、上記(2)ア及びイのとおり、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定しなければならないとされ、原則として保護を要し

なくなった日から停止又は廃止をするものとされている。

この取扱いに従えば、〇〇及び〇〇〇は、〇〇〇が現金480万円を受領したことにより保護を要しなくなったのであるから、受領した日である平成〇〇年〇月〇〇日が保護を要しなくなった日であり、同日から保護を廃止する必要がある。しかし、処分庁は、上記1(5)のとおり、平成〇〇年〇月分の保護費用の支給処理が済んでいるとの理由により、同年〇〇月〇日まで保護廃止の時期を遅らせたものであり、保護廃止の時期を誤ったものといわざるを得ない。

なお、保護を要しなくなった日から停止又は廃止をするという原則に対しては、上記(2)イのとおり、「保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるとき」が例外として定められている。しかし、本件において、保護を要しなくなった日の属する月は平成〇〇月〇日であり、保護の廃止を決定した日の属する月は同年〇月であるから、本件はこの例外に該当しない。

(b) 処分庁の反論

上記(a)に対し、処分庁は、

「保護廃止の決定は、日本国憲法第25条の具体化である最低限度の生活保障を廃止するものであるから、その決定は慎重であるべきである。

生活保護法第26条の趣旨は保護を要しなくなっても漫然と保護を継続する保護の濫用の防止・是正を図るものである。

保護を必要としなくなったというのは、単に金銭なり資産が入手されたという事実のみをもって考えるわけではなく、その金銭なり資産をもって今後の生活が少なくとも(廃止の場合)6ヶ月以上安定的に成り立つことが客観的事実として確認できることが必要で、本件の場合、その遺産受領が事実で金額が妥当か、相続開始日がいつか、平成〇〇月〇日に自己都合で退職した〇〇〇〇〇〇が相続金受領後も継続的に就労活動を続けているか、一度に多額の相続金を手にしたことによって金銭感覚が狂ってしまわないか(現に〇〇〇〇の今後について〇〇〇〇〇自身が心配している)、世帯の金銭管理を含めた保護廃止後の支援体制は十分か等を考慮して、福祉事務所としてケース診断会議に諮り決定したも

ので妥当であると考える。」

と反論する（令和元年8月29日付け処分庁回答書）。

しかし、保護の廃止を慎重に行うために、保護を要しなくなった日から保護廃止の決定をするまでの間に一定の期間を要するとしても、保護廃止の時期は、やはり保護を要しなくなった日であるとするのが、実施要領取扱第10問12の答の示すところである。本件でいえば、処分庁は、平成〇〇年〇月〇〇日付けの保護廃止決定通知書により保護を廃止したものであるが、慎重に事務処理を行った結果、同日保護廃止の決定をしたとしても、そこに記載する「廃止する時期」は、保護を要しなくなった日である同年〇月〇〇日でなければならなかったということである。従って、この反論は認められない。

また、処分庁は、「仮に〇月〇〇日を廃止日とした場合、請求人が健康（受診を要せず）な状態であれば、医療費は発生せず遡って国民健康保険料を納付するのみとなり、金額の多寡は別として国民健康保険料の納付に関して今回と同様の不満を生じたものと思われる。」とも主張する（令和元年8月29日付け処分庁回答書）。

しかし、被保護者が不満を持つのが持つまいが、生活保護の停止又は廃止は原則として保護を要しなくなった日から行うものであるから、この主張には理由がない。

(c) 終期の妥当性

上記(a)のとおり、処分庁は保護廃止の時期を誤ったものである。そして、この誤った保護廃止の時期を前提として、その前日である平成〇〇年〇月〇〇日を返還の対象となる期間の終期としたものであり、この終期もまた、本来的には、誤りであるといえる。

しかし、本件において、本件処分に先行してなされた保護廃止決定処分は、たとえ誤りではあっても、取消し等がなされておらず、現に有効である。終期の前提となる保護廃止の時期をいつと見るかについて、法及び実施要領取扱を適用して一定の解釈を必要とする本件において、保護廃止決定処分が一見極めて明白に無効であるということもできない。そうすると、処分庁が、先行する保護廃止決定処分により定めた平成〇〇年〇月〇日という保護廃止の時期を前提に、その前日である同年〇月〇〇日を返還の対象となる期間の

などについては高額療養費の支給を受けられる可能性もあったことを考慮すると、処分庁が本件処分により決定した医療扶助に係る返還額1,544,220円よりもはるかに小さかったと考えられる。もとより、ここで、その額を正確に算定することはできないが、一定の仮定の下で試算すれば、その額は別紙のとおり559,555円である。仮にこの額が正しいとすれば、1,544,220円と559,555円の差である984,665円は、処分庁が保護廃止の時期を誤らなければ、〇〇及び〇〇〇が負担する必要がなかった過大な負担ということになる。

(ウ) 保護費用の全額の返還を求めることの妥当性

法第63条の規定による保護費用の返還については、上記(1)イのとおり、原則として全額を返還対象とするものとされている。

しかし、本件において全額の返還を求めることは、上記(イ)のとおり、何の責任もない〇〇及び〇〇〇に、処分庁が保護廃止の時期を誤らなければ必要のなかった過大な負担（上記試算によれば984,665円）を強いることとなる。また、処分庁にとっては、保護廃止の時期を誤ったことにより、本来支出すべきではない保護費用を支出し、生活保護財政に損失を生じているところ、〇〇及び〇〇〇から全額の返還を受ければ、その損失を補填することができるものであるが、それは、自らの誤りにより生じた損失を何の責任もない〇〇及び〇〇〇の犠牲により回復するものであり、容認し難い。さらに、上記過大な負担は、見方を変えれば、保護廃止の時期の誤りという処分庁の過失により〇〇及び〇〇〇が被った損害と見ることもできる。仮に〇〇及び〇〇〇が損害賠償請求をすれば、十分に認められる余地があるものと考えられるが、法第63条の規定により保護費用の全額を返還させたとしても、上記過大な負担に相当する部分については、別途賠償する必要があるのであれば、そのような額をあらかじめ返還額から控除しておくことに何の問題もない、否、むしろ、無用の損害を発生させないため、控除しておくべきである。

以上のとおりであるから、上記過大な負担を含め、全額の返還を求めた本件処分は、極めて不当であるといわざるを得ない。処分庁としては、先行する保護廃止決定処分の取消し等を行わず、本件処分における返還の対象となる期間を平成〇〇年〇月〇日から同年〇月〇〇日までとするとしても、上記過大な負担に相当する額については、返還額から控除するべきである。

(オ) 生活保護費返還金として、平成〇〇年〇〇月分10,000円、〇〇の分104,503円、同年〇〇月分10,000円、同年〇〇月分10,000円、平成〇〇年〇月分8,266円を支払ったとの主張

甲第2号証、乙第3号証及び乙第4号証によれば、104,503円は平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの生活保護費用返還（徴収）金決定通知書により決定された生活扶助及び住宅扶助に係る返還金であり、その他は、年金収入未申告により法第78条の規定により徴収された徴収金である。いずれも、本件処分とは別の処分によるものであり、これらの支払いは、本件処分を違法又は不当とする理由にならない。

第4 結論

以上のとおり、本件処分については、返還額の決定に関し不当な点があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年12月3日

審査庁 岐阜県知事 古 田 肇